

## 設置者の二次冷却系配管の健全性の確保の取り組み状況 に関する現場確認について

当省は、設置者が実施している二次冷却系配管の健全性の確保に関する取り組みについて、その状況を把握・確認するため、本年8月26日に、それぞれの施設において現場確認を行った。その結果は、以下のとおり。

### 1. 自主検査に対する設置者の体制

設置者における自主検査の実施に係る計画の立案、実施、結果の評価等の一連の手続きについて、関係書類を参照しつつ確認を行った。

	確 認 結 果
日本原子力研究所	<p>自主検査の実施に当たっては、原子炉毎に置かれる施設管理者が、検査実施計画を策し、担当部長の承認、原子炉主任技術者の同意を得て、検査が行われている。</p> <p>検査の結果は、施設管理者が取りまとめ、担当部長に報告されている。担当部長は、検査結果の報告を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告されている。</p> <p>検査は、同研究所の職員により実施されており、委託はされていない。また、特殊作業、工場に持ち込み整備をする必要があるもの、精密な組み立て作業を必要とするもの等については、同研究所が検査仕様、合格基準等を定めた上で、専門業者に発注し、同研究所の承認を得た検査要領書に基づいて、同研究所職員立ち会いの下で作業が行われている。その結果の評価は、同研究所により行われている。</p>
核燃料開発機構	<p>検査に係る計画立案、検査の実施、結果の分析等は、同機構により管理者（原子炉主任技術者）の承認の上で行われている。</p> <p>また、特殊作業、工場に持ち込みオーバーホールを行うもの等については、同機構が、検査仕様、合格基準を定めた上で、専門メーカーに発注する場合もあるが、作業は、同機構立ち会いの下で行い、その結果の評価及び判断は、同機構により行われている。</p>
京都大学	<p>検査実施に関する計画、検査、結果の分析・判断等は、研究炉部長が行っている。結果については、原子炉主任技術者に報告し、異常を認めた場合は、中央管理室長に報告することが、保安規定に定められている。</p> <p>機器の校正作業等については、同大学がメーカーと協議の上、検査仕様、合格基準を定めた上で発注し、作業は同大学立会いで行われている。また、結果の評価、判断等は同大学により行われている。</p>

### 2. 設置者による自主検査の実施状況

設置者が実施した二次冷却系配管の肉厚測定に関し、現場において、測定方法、測定箇所等の確認を行った。